

2023年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案

地方自治の推進

1. 市民参加推進に関する指針の条例化
スケジュールの検討を含め、具体的な取組みを進める。
2. TX沿線開発地域における地域交流センターなどの地域拠点の整備
身近な拠点整備を、それぞれの地域住民と共に検討し、進める。
3. 選挙投票率向上の取組み
 - 1) 投票時間を既定の午後8時までとする。
 - 2) 移動投票所（車）開設の検討を始める。（高萩市・神栖市、島根県浜田市などを参考）
4. 市民への情報提供
 - 1) 議会広報公聴委員会と協議し、議会中継を市役所1階ロビーでも放映する。
 - 2) HPを見やすく改善する。
 - 3) 洞峰公園や高校の中高一貫化など、つくば市に関連のある県の情報について、可能な限り早い時点で市民へ知らせる。

安全・安心で暮らしやすいまちづくり

1. 安全な自転車のまちづくり

- 1) 自転車専用道路整備について、「自転車走行空間ネットワーク」エリア及び路線の選定段階から、地域住民に公開し協議しながら進める。
- 2) 自転車交通マナー（自転車道の逆走、夜間の無灯火等）の普及について具体的に取組む。

2. 公共交通

- 1) つくばね号開通後、利用状況を地域住民と共に点検しながら、改善点を検討する。
- 2) つくたくの配車システムにAIを導入して、最適化を図る。

3. 中心市街地まちづくり

- 1) 中心市街地まちづくりに携わっている運営会社の取組みを広くPRするとともに、市民意見が反映される仕組みづくりを行う。
- 2) ペDESTリアンデッキや公園、公務員宿舎跡地など残したい街路樹や緑について、地域住民や関係者とともに議論する場を設ける。
- 3) つくば駅周辺の案内表示は改善も見られるが、劣化が著しい部分もあり、引き続き改善する。バリアフリーマップについてはアプリの導入なども視野に、使いやすさの改善や周知に努める。
- 4) 吾妻2丁目国家公務員宿舎跡地の再整備について
 - ① 90棟跡地については、周辺住民の交通の利便性（フットパス）や住宅出入り時の交通事故などおきないよう指導する。

- ②70棟はスーパーシティの指定もあり、今後、地域会議が開催予定なので、十分市民へ周知し、市民意見を取り入れて進める。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

1.原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり

1)原子力災害、放射能汚染対策

- ①東海第二原発の再稼働に関する避難計画の進捗状況を示し、水戸市から何人をどこに受け入れる計画なのか、受け入れた際のサポート体制、駐車場の確保など、水戸市との協議について市民に知らせる。
②国、茨城県、日本原電がどのような事故のシミュレーションを行っているか確認し、市民に知らせる。

2)「ゼロカーボンシティ宣言」都市の実現へ向けた取り組み

- ①「気候市民会議(仮)」を実現し、つくば市全体で地球温暖化対策について話し合う。
②再生可能エネルギーの導入計画を策定する。
③公共施設のリニューアルや新設時には、再生可能エネルギーを最大限導入し、省エネ対策と共に温暖化対策に取り組む。
④研究学園スマ・エコシティの検証結果を、温暖化対策に生かす。

2.ごみ減量に向けて

様々な施策に取り組んでいただき、減量がすすんでいます。さらに5年ごとの一般廃棄物減量等推進計画の見直しの際には、減量計画を上乗せできるよう、さらなる施策を実施してください。また、昨年度提案させていただいた、事業系ごみの搬入検査と指導、公共施設でのごみ減量とリサイクル方針の作成、木材・剪定枝などのリサイクルの検討、焼却灰の分析、焼却灰のさらなる資源化の検討、さらに生ごみの自家処理促進に向けては、補助の増額、ダンボールコンポストの配布など様々な施策にも引き続き取り組んでいただきつつ、下記の提案をします。

1) 分別の徹底・推進。とくに事業系ごみの排出状況の実態調査と資源排出方法の検討を進める。

事業系の燃やせるごみには資源類の混入が未だに見られる。特に紙類の混入については早急に改善に取り組む必要がある。また、全体の数%の多量排出事業者だけでなく、中小事業者についてもどのような事業者がどのようなごみを出しているかの実態調査を踏まえて、対策を考えていただきたい。

2) カーボンゼロシティ宣言をしたつくば市としてもバイオマス資源(生ごみ、剪定枝、落ち葉、刈り草、刈り芝など)を焼却するのではなく、資源としての再利用、リサイクルを検討する。

①木くず類(剪定枝や板など)の分別回収を具体的に検討する。

審議会に分科会を設け、サーマルリサイクルではない資源化のための具体的な検討を始める。

公園や道路などの整備で生じた剪定枝や刈り草などについて も道路課や公園施設課などとも協議し、燃やさない施策に取り組む。

②生ごみ処理機の補助やダンボールコンポストの無償配布などは、生ごみの自家処理や啓発活動として十分な機能を発揮できると思いますが、一部の市民の協力にとどまります。焼却灰減量、循環型社

会実現のためにも、生ごみを燃やさない政策を検討する。

- ③生ごみの自家処理（ダンボールコンポストなど）の推進・講習会の開催とアンケートの実施。
講習会でコツを伝えることで、継続して実践する人を増やす。
- ④給食センターの生ごみの資源化を検討する。

3) つくば市内への最終処分場確保の議論を始める

4) 一般廃棄物減量等推進審議会にワーキングチーム(分科会)を設置し、ごみ減量、最終処分量減量のための具体的な議論を進める。

5) 広報について

- ①ごみ処理に関する情報を引き続きかわら版や市報、HP など様々な形で出していく。
ごみ処理にかかっている経費、生ごみの削減や紙類の分別で節約できる経費、きちんとした分別がベール品質に結び付くなど、市民の協力が費用の削減につながるという情報も出していく。
- ②HPで資源類がどのようにリサイクルされているかの情報がどこに掲載されているかわかりにくく、「ごみ・リサイクル」の「リサイクル」の中に、まとめて掲載する。
- ③ごみカレンダーについて高齢者を配慮した修正をする。

3. 農薬・除草剤・殺虫剤の使用について

- 1) 持続可能な環境、生物多様性、SDGsの観点からも公共施設については、農薬・除草剤・殺虫剤を使用しないように条例または規則で定める。
- 2) 農薬・除草剤・殺虫剤を使用する際に散布前に、「周囲の方に散布する日時、散布する薬剤、使用の目的を事前にお知らせし、周辺住民の方の理解を得られるようにしましょう」とありますが、なかなか徹底されていない。回覧や市のHP、SNS、つくスマなどで周知をする。販売業者や散布業者などにも周知する。

4. 有害化学物質の削減について

- 1) 香害、化学物質過敏症の啓発チラシは小中学校、公立幼稚園、公立保育所では毎年全学年に配布する。民間幼稚園や保育園、こども園等についても、毎年掲示用のチラシを配布する。その他、公共施設でのチラシ配布やポスター掲示を拡充する。
- 2) 公共施設の新設・改修にあたっては、指定された検査の基準値以下なのは当然として、化学物質の使用を極力控えるよう、業者に指導する。

5. 電磁波問題

- 1) 学校に設置しているタブレット充電器や、中継基地等、強い電磁波を発する箇所では、業者への聞き取り調査だけでなく実際に電磁波測定をする。
- 2) 学校や公園など、子どもが遊ぶ場所や住環境に近い場所で携帯基地局を設置しないために「つくば市携帯電話基地局鉄塔に関する指導要綱」の見直しを行う。

安全・安心な食

1. 農業政策の充実

国が進めている「みどりの食料システム戦略」を活用し、以下を提案する。

- 1) 基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）を国は進めている。引き続き就農者（特に女性農業者、家族経営農家）の実態把握を行い課題抽出と対応（事務手続きサービスなど）を行う。
- 2) 有機農業の推進について
 - ① 2040 年までに主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術の確立、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%に拡大することを国はめざしており、市も数値目標を立てて取り組む。
 - ② 学校給食食材への有機食材の使用目標を設定する。
- 3) 大規模ソーラーシェアリングについて、生産力向上と持続性の両立の視点から、営農が面積当たり著しく少ない場合の対応（撤去も見据えた勧告等）について協議する。

2. 遺伝子組み換え、ならびにゲノム編集作物・食品について

- 1) ゲノム編集食品はすでに市販されており、作物については家庭菜園で栽培可能な状況である。しかし、ゲノム編集食品には表示義務がなく、安全性などに疑問をもっている市民もいる。また、つくば市にある研究所で実験栽培も次々と行われていることから、遺伝子組換え作物栽培連絡会で情報を共有すべきである。
- 2) 学校等にゲノム編集トマトの苗を配布する、という計画を公表している企業があるが、受け取らないこと。また、教育用教材としても使用しない。

福祉の充実

1. 高齢者福祉

高齢者が地域で暮らし続けるために以下の1、2について要望します。

1) 地域交流センターについて

- ① 地域交流センターは市民の総合的な相談窓口であることを明確化し、地区相談センターの機能を持たせること。そのための組織改編や職員配置を行うこと。職員は専門職である必要はなく、市民の相談事を傾聴し、必要を把握し、的確な行政窓口等へ繋ぐ役割を担うこと。
- ② 地区相談センターの機能は、道路や街灯等ハード面での相談窓口のみならず、第一段階的な福祉の相談窓口でもあることを明確化し、市民に広報誌や HP 等でひろく周知すること。

2) 地域包括支援について

- ① 民間や社協に業務委託されている市内 7 か所の各支援センターには最低 3 名（保健師・社会福祉

士・主任介護支援専門員)の専門職が配置されている。近年、相談件数が増加しており、今までの人員では対応しきれないため、人員を増員すること。

②いわゆる 80-50 問題など、地域包括支援における現在の課題にしっかり対応していくため、関係各課(地域包括支援課、障害福祉課、健康増進課、等)間で連携する体制づくりをすると共に、多角的に対応できる職員を育成すること。

③地域包括支援センターの機能がわかりづらいため、ひろく周知に努めること。

(参考) ※2022年8月2日提出

地域交流センターを地域コミュニティ形成の拠点にするための提案

1.地域交流センターの窓口を市民の身近で総合的な相談窓口にする。

①窓口では適切な情報を提供し、担当者につなぐ。

②地区相談センターを地域交流センターの中に置く。

③地域包括支援センターによる巡回相談を2ヶ月に1度程度から始める。

2.地域交流センターを地域課題解決のための地域コミュニティ形成の拠点にする。

①交流センターごとに、地域住民を交えた話し合いの場を設置し、定期的を開催する。

②生活支援コーディネーターを交えて、地域住民が助け合いについて話し合う場を設ける。

③年1回防災準備講座等を開催し、地域交流センターを地域防災の拠点とする。また、その周知に努める。

④TX 沿線に地域交流センターを新設する。

3. 地域交流センター職員は、交流センターが相談窓口であることや、催事の情報を地域住民に積極的に知らせる(以前の社会教育指導員のように来所した市民に積極的に声をかける)。また、先進自治体の事例や実態を学ぶ等、研修に努める。

2.障害児・障害者福祉

1) 医療的ケアが必要な人のショートステイ

医療的ケアが必要な人のショートステイがつくば市近隣にないことは当事者家族にとって切実な問題である。茨城県が行っている医療的ケア児施設開設準備支援事業を活用するなどして、つくば市でこの事業を引き受ける施設を確保するため、市として取り組みを強める。

2) 家庭用発電機補助の対象拡大

人工呼吸器や痰吸引機を使用している障害児にとって、災害等で発生する停電は命にかかわる問題である。家庭用発電機の補助対象が人工呼吸器を一日に1回以上装着する障害児に拡大されたことは前進だが、痰吸引機を常時使用している場合も対象となるよう、対象拡大を求める。また、家庭用発電機にはガスボンベやガソリンなどの燃料の用意が必要であり、管理に危険が伴うため、一部の自治体では蓄電池の購入にも補助を出しているため、蓄電池も補助の対象にする。

3) 児童発達支援センターの詳細設計・人員配置

- ①筑波大学病院の PFI 事業者選定が遅れているが、その進捗に関わらず、あり方検討会を開催して、施設の規模や機能について具体的に検討を行う。
- ②児童発達支援センターを新設しても、各地域の福祉支援センターの療育は縮小せず継続する。

4) 電動車いす利用者が乗車できるタクシーの乗車拒否を無くす取り組み

市内のタクシー事業者において電動車いす利用者が乗車できる車両が普及しつつあるが、乗車拒否されたという市民の声が多数寄せられている。タクシー事業者に対し、乗車拒否していないか、電動車いすの乗車研修を行っているか調査を行い、適正な運用を指導する。

5) 障害者の就労支援の充実

- ①障害者等が使える就労支援の一覧や、そこにつながる道筋を分かりやすくHPなどで情報提供する。
就労系障害福祉事業者ガイドブックをそのまま掲載するだけでは、非常に分かりにくいので、フローチャートのような形で分かりやすく示す。また、ハローワークが市役所で開催している障害者向け出張相談の日程等の情報を市のウェブサイトで告知する。
- ②市役所や公共施設内に障害者団体のお店を設置し、障害者団体の製品販売ルートの開拓や接客の練習などの場として活用する。

6) 災害時の避難行動要支援者・要配慮者への配慮

災害発生時の避難所および福祉避難所の開設マニュアルを作成し、避難所の開設・運営訓練を行う。

7) ステップノートのアプリ化

障害児・者が幼少期から青年期の様々な段階で相談や支援を受ける際、継続的に情報を記録するステップノートの改良とアプリ化は検討に何年もかかっている。早急を実施する。

8) 聴覚障害者への支援拡充

- ①情報コミュニケーション条例について文教福祉委員会や各種会議で検討が行われてきたが、今年 5 月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法により、障害者の情報格差解消に向け国や自治体の責務が明確化されたことから、聴覚障害者団体や他の意思疎通や情報取得に困難を抱える各障害者団体との連携をさらに進め、条例制定に向けて積極的に取り組む。
- ②人工内耳を装着している場合、電池の費用負担は大きいですが、電池のタイプによって補助が出ない場合がある。特殊な電池だけでなく、汎用型の電池に対しても補助を行い、難聴児・者家族への負担を軽減する。

こどもがすこやかに育つ環境づくり

1. 遊びの大切さを大人が意識する取り組みを推進する

- 1) 「遊び」の大切さについての講演会を、職員及び市民向けに企画する。
- 2) コロナ対策による子どもへの弊害は図り知れない。学校が楽しく過ごせる場所であることを具現化するため、ロング昼休みなどを実施する。
- 3) 常設のプレイパーク充実に向けて、市主催でプレイリーダー養成を推進する。
- 4) 放課後の子どもの居場所を確保するために、中学校では放課後も自習ができるように自習室を設置する。小学校では、イベント型ではない放課後子ども教室の実現のために、まずは数校で校庭や図書館、体育館を開放する。

2. 不登校支援事業のさらなる拡充を行う。また、教室に入りにくい子に対しての居場所を確保する。

- 1) 学校生活サポーターの小学校への配置、校内フリースクールの拡充。
- 2) 空き教室を居場所として積極的に開放する。

3. 保育環境の充実

上横場・荃崎 | 小地区に公立保育所を残す。

民間保育所の1歳児への保育士配置を1:5、最終的には1:4にするように、市として補助する。

公立保育所で実施している発達巡回相談を民間保育園に拡充する。

民間でも障害児保育に十分対応できるよう補助金を増額する。

公立では医療的ケアが必要なこどもの保育が行えるようにする。

4. つくば市教育大綱の実現に向けて、教員の働く環境や研究の改善、充実をはかる。

教育大綱や茨城県教育研修センター動画「Ed café」などを題材にして、学校内で教員同士が学校運営や教育について、会話、議論する機会を作れるように支援する。

5. 小中学校の司書教諭補助員（学校司書）の拡充

- ① 学校規模を問わず、小中学校ともに週5日、小学校は5時間以上、中学校は4時間以上の勤務とする。
- ② 長期休み中の蔵書点検、休み前後の業務、年度末の引き継ぎ、離任式・新任式への出席等ができるような契約期間とする。
- ③ 年度当初だけではない研修や司書間の情報交換を勤務時間として実施する。
- ④ 職種名称を本来の、また実際の業務に合わせた「学校司書」とする。
- ⑤ 小学校図書館へのエアコン設置を前倒して行う。また、設置までの期間、業務が職員室などで一部可能のようにノートPCを導入する。

6. 自校式給食の導入

これから新設する学校(仮称中根・金田台小学校)に自校式給食を導入する。
有機食材の導入計画を立案し、農業政策と共同で推進する。

人権を守るためのとりくみ

1. DV 及び性犯罪撲滅へ向けて

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)に基づく「つくば市配偶者暴力相談支援センター」を、市庁舎内に開設するため、調査・検討をすすめる。
こどもの事例から DV 相談に繋がる事案も鑑み、連携した支援体制を構築する。

2. 多様性への理解を進める

人権教育としてのLGBTQ研修を、引き続き全ての職員・教員が受けられるようにする。

3. 子どもの権利について

子どもの権利条例制定のための調査・研究・協議を始める。

4. 生活困窮者への支援

1) 生活困窮相談に際し、当事者に寄り添い聞き取りができるよう職員研修を行う。

2) 公共施設利用によるみんなの食堂などの生活困窮者支援活動については、施設の優先利用を検討する。みんなの食堂等を実施する場合に、空家等を活用できる補助金等を検討する。

5. 庁内における非正規雇用の処遇改善を進める。